

記入上の注意点

認定を受けた協定に定める事項を確認の上、変更がある場合は、表紙（p. 1）の該当欄に○を付け、該当ページに変更内容を記入してください。

変更がない場合は、表紙（p. 1）の変更なしの欄に○を付けて提出してください。

1 集落協定の管理体制などの変更（p. 2）【集落協定】

- ① 変更がある役職のみ記入してください。
- ② 変更理由は、「役員改選」など、具体的に記入してください。

2 協定管理者の変更（p. 3）【集落協定】

- ① 新年度から管理者が変わる協定農用地がある場合は、記入してください。なお、農業委員会へ農地の貸し借り等（利用権設定）の届出が必要な場合は、この手続きを行ってください。
- ② 新年度中に、協定農用地の売買や経営移譲などを予定している土地や農業者がある集落は、特に注意してください。（9月の現地確認（予定）以前に土地の売買や経営移譲が見込まれる場合は、あらかじめ申請してください。）
- ③ 変更理由は、「前管理者が体調不良で管理困難なため」、「経営移譲」、「土地の売買」など、具体的に記入してください。
- ④ ③の変更と次の「3 協定農用地の追加変更」により、新たに集落協定に参加される場合は、構成員一覧（別添2）及び農業所得の確認に関する承諾書（別紙様式5）に必要事項を記入・押印してください。

3 協定農用地の追加変更（p. 4）【集落協定、個別協定】

- ① 新年度から中山間地域等直接支払交付金事業の協定へ新たに農用地を追加したい場合は、記入してください。（申請受領後、当方で調査し、追加の可否を判定して連絡する予定です。）

4 協定農用地の除外変更（p. 5）【集落協定】

- ① 新年度から除外したい協定農用地がある場合は、記入してください。ただし、除外理由によっては交付金の返還が発生する場合がありますので、注意してください。
- ② 「除外の理由」は、「管理者の死亡」など、具体的に記入してください。

5 協定農用地の地目変更 (p. 6) 【集落協定、個別協定】

① 協定農用地の地目変更がある場合は、記入してください。

(例) 「田」の協定農用地へ新年度「果樹」を植える場合

大字	符号 (甲乙 など)	地番	枝番	変更前		変更後		協定管理者	変更の理由
				地目	面積 (m ²)	地目	面積 (m ²)		
油木	甲	9999	99	田	1,000		1,000	●● ●●	果樹(ブドウ) 植え付け

地目は「田」から「畑」に、単価は畑の緩傾斜の扱いに変わります。

なお、次期対策からは、交付金非対象の農用地となる場合があります。

② 地目の変更につきましては、以下の場合などが考えられます。

ア 上記の例のように、田に果樹等を植えた場合。

イ 田を埋め上げたことによって、水田としての機能を失った場合。

6 協定農用地の管理内容(作物)の変更 (p. 7) 【集落協定、個別協定】

① 協定農用地の管理作物に変更がある場合は、記入してください。

(例1) 変更前「水稻」の協定農用地を新年度「維持管理」とする場合

(例2) 変更前「水稻」の協定農用地に新年度「野菜」を植える場合

大字	符号 (甲乙 など)	地番	枝番	変更前	変更後	協定管理者	変更の理由
例1 小畠	-	1234	5	水稻	維持管理	●● ●●	水稻から維持管理に 変更する。
例2 小畠	-	1234	6	水稻	野菜	●● ●●	水稻から野菜に変更 する。

7 協定農用地の面積縮小変更 (p. 8) 【集落協定、個別協定】

① 新年度中に協定農用地の一部を縮小する予定がある場合は、記入してください。

「4 協定農用地の除外変更」は、該当地番を除外する場合で、この変更(7)は、該当地番の一部を縮小する場合を指します。

② 協定農用地の一部縮小につきましては、以下の場合などが考えられます。

ア 土地収用法に基づき、公共的な用地(道路・水路など)として買収など、された場合。

イ 農地転用の許可を受けて、協定農用地を農業用施設用地にした場合。

8 交付金の使用方法等の変更 (p. 9) 【集落協定】

① 交付金の使途、金額及び配分割合などを変更する場合は、記入してください。

9 中核的リーダーの変更に関して (p.10) 【集落協定】

① 中核的リーダーに関して変更がある場合は記入してください。

(例1) 新たに中核的リーダーを追加する場合。

(例2) 役割、対象地区、活動内容を変更する場合。

※活動内容を(ウ) その他に設定される場合は、中核的リーダーの役割・対象地区の内容に沿って記入してください。

		氏名	実施要領の運用第6の 1の(1)のオの役割	活動の対象地 区又は施設	活動内容
例1 1	変更前	なし			
	変更後 (追加)	●● ●●	(ア)	集落全体	(ア)
例2 2	変更前	○○ ○○	(ア)	集落全体	(ア)
	変更後	○○ ○○	(イ)	△△地区	(イ)

10 その他の変更 (p.10) 【集落協定、個別協定】

① その他、1～9の項目以外で協定内容を変更する場合は、記入してください。

ご不明な点は、産業課農地係（電話 0847-89-3337）へお問い合わせください。